

大阪府後期高齢者医療広域連合

第3次広域計画

平成29年2月 作成

令和2年2月 一部改定

大阪府後期高齢者医療広域連合

I	広域計画の趣旨	1
II	後期高齢者医療制度の現状と課題	2
III	後期高齢者医療制度の実施に関連して 広域連合及び関係市町村が行う事務	
	1 基本方針	4
	2 事業計画	5
IV	計画期間及び改定	6

## I 広域計画の趣旨

平成18年6月、健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、急速な少子高齢化に伴う超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の一環として、後期高齢者医療制度が創設され、平成20年4月からスタートしました。

後期高齢者医療制度では、都道府県ごとに、すべての市町村で組織する広域連合が制度を運営しています。広域計画は、地方自治法第291条の7の規定に基づき、広域連合及び関係市町村が後期高齢者医療制度に関する事務処理を、総合的かつ計画的に処理するために作成するものです。

大阪府においては、平成19年1月に大阪府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）を設立し、平成19年度から平成23年度末までの大阪府後期高齢者医療広域連合広域計画（第1次広域計画）を作成しました。

その後、計画の一部改定を行い、平成24年度から平成28年度までの第2次広域計画を作成して、国及び大阪府の指導の下、関係市町村と連携協力し、円滑な事業運営を進めてまいりました。

この度、現在の広域計画の期間が、平成28年度で満了となることに伴い、引き続き、広域連合と関係市町村が連携協力して、安定的な事業運営を行っていくため、平成29年度から令和3年度までの5年間の、第3次広域計画を作成するものです。

第3次広域計画には、広域連合規約第5条の規定により、次の項目について記載します。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事
- (2) 広域計画の期間及び改定に関する事

## Ⅱ 後期高齢者医療制度の現状と課題

大阪府においては、平成27年10月1日現在、総人口は約883万9千人となっており、そのうち75歳以上の後期高齢者は、約103万人になっています。総人口に占める後期高齢者の割合は、11.8パーセントであり、全国平均の12.8パーセントと比較すると、1.0ポイント低くなっています。

しかしながら、平成22年10月1日時点と比較すると、後期高齢者が約84万3千人から、約22パーセント、18万7千人増加するとともに、総人口に占める後期高齢者の割合も、9.5パーセントから2.3ポイント上昇しています。

また、一人当たりの後期高齢者医療費は、平成20年度から平成24年度まで全国4位、平成25年度から平成26年度は、全国5位という高い水準が続いており、全国平均との格差が広がっている状況にあります。

一方、このようにより一層高齢化が進展する中で、国においては、社会保障制度改革国民会議における審議や、平成25年12月の「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」において、今後の高齢者医療制度のあり方について、現行制度を基本としながら、医療保険制度の財政基盤の安定化や保険給付の適正化等について必要な措置を講じ、その実施状況をふまえ、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うとの方針が示されました。

さらに、人生100年時代を見据え、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせる社会としていくため、令和元年度には、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をはじめとした関係法令の改正が行われ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進していくこととされました。

広域連合としましては、今後とも、国の動向を注視するとともに、大阪府は医療費が高い水準にあり、引き続き75歳になる高齢者が大幅に増える状況にあることから、被保険者が安心して医療が受けられ、地域で健康的な生活が送れるよう、制度の運営主体としてその役割を果たしていく必要があります。

(参考) 大阪府の状況

区分	平成20年度	平成22年度	平成27年度
総人口 (A)	8,806千人	8,865千人	8,839千人
65歳以上人口 (B)	1,868千人	1,985千人	2,278千人
75歳以上人口 (C)	767千人	843千人	1,030千人
高齢化率 (B/A)	21.2%	22.4%	26.1%
75歳以上比率 (C/A)	8.7%	9.5%	11.8%
一人当たり後期高齢者医療費	1,011千円	1,059千円	1,086千円

※平成20年度及び22年度は、総務省の都道府県年齢別人口(10月1日現在)による。

※平成27年度は、総務省統計局「平成27年度国勢調査結果」による。(年齢別割合は、年齢不詳を除いて算出。)

※一人当たり後期高齢者医療費は、平成20年度及び22年度は厚生労働省の後期高齢者医療事業年報、平成27年度は広域連合集計による。

### Ⅲ 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務

#### 1 基本方針

後期高齢者医療制度は、後期高齢者が安心して医療を受けるとともに地域で健康的な生活を送れるように、制度を安定的かつ円滑に運営するため、次の基本方針を定めます。

##### ○関係市町村との連携の強化

後期高齢者医療制度は、広域連合がその運営主体となりますが、窓口業務など一部の事務は関係市町村が実施します。関係市町村とより緊密な連携を図り、一層円滑な事業運営に努めます。

また、高齢者の保健事業を行うに当たっては、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かなものとするため、関係市町村との連携のもと、市町村が実施する国民健康保険保健事業及び介護保険の地域支援事業と一体的に実施されるよう取り組みます。

##### ○医療費の適正化の推進

医療費の増大が続く中、適切な医療の効率的な提供を図るには、医療費の適正化が最重要課題であり、適正化に向けた取組みを積極的に推進します。

##### ○財政運営の安定化

広域連合は、効率的で安定した財政運営を図るため、予算編成等においては、事務事業の見直しを徹底し、最小限の経費で最大限の効果が上がるよう取り組みます。

##### ○住民意見の反映と住民サービスの確保

被保険者をはじめ広く住民の意見を聴取し、制度運営に反映するよう努めるとともに、関係市町村との連携を図り、住民サービスの確保を図ります。

##### ○個人情報の適正管理

後期高齢者医療制度の運営に当たっては、広域連合と関係市町村の間で、住民基本台帳情報、課税情報及び医療情報のやりとりを行うことが不可欠となります。個人情報の取扱いに関しては、個人情報に関する保護規定やセキュリティポリシーに則り、広域連合と関係市町村において、厳格に管理します。

## 2 事業計画

### (1) 被保険者の資格管理に関すること

関係市町村は、被保険者の資格の取得、喪失など異動の届出等の受付事務を行い、広域連合に送付します。

広域連合は、提供された情報をもとに、被保険者台帳により被保険者資格を管理するとともに、被保険者証その他の必要な証明書を被保険者に対して交付します。

短期有効期限被保険者証等の交付については、被保険者間の保険料負担の公平性、制度に対する信頼性を確保する観点から、適切に運用します。なお、一部負担金の負担割合の変更や広域外転出者等に係る旧被保険者証の回収については、引き続き回収に努めます。

### (2) 医療給付に関すること

関係市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に規定する後期高齢者医療給付に関して、療養費、高額療養費等の支給申請等の受付事務を行い、申請等に関する情報を広域連合に送付します。

広域連合は、申請に対する支給決定等を行うとともに、給付情報を一元的に管理します。

また、後期高齢者医療給付の審査・支払及びレセプトの点検・保管、医療費通知の実施、重複・頻回受診訪問指導の実施、ジェネリック医薬品の普及促進、第三者行為求償、不正・不当利得への対応は、広域連合の責任において行います。

### (3) 保険料の賦課徴収に関すること

関係市町村が保有する被保険者に係る課税情報をもとに、広域連合が保険料を賦課（軽減判定及び減免決定も含む。）します。なお、保険料率は、広域連合の区域内均一とし、概ね2年間を通じ、財政の均衡を保つことができるものとしします。

関係市町村は、保険料徴収及び保険料に関する申請の受付等の事務並びに滞納整理を行います。

保険料の収納確保は、負担の公平性の観点及び適正な制度運営の根幹にかかわる重要課題です。関係市町村は、収納率の向上に努めるとともに、広域連合は、収納対策実施計画の策定や収納担当者会議の開催のほか、大阪府とともに、必要に応じて関係市町村の取組みを支援し、保険料の収納確保に努めます。

#### (4) 保健事業に関すること

広域連合は、厚生労働大臣の示す指針を踏まえ、関係市町村や医療機関等と連携しつつ、保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、後期高齢者医療の状況を把握し、健康診査の結果やレセプト等から得られる情報等を活用して、被保険者の健康の保持増進のため効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ります。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するため、広域連合は、関係市町村に保健事業の実施を委託し、現状分析や情報共有、関係機関との調整などの各種支援を行います。

関係市町村は、広域連合から上記委託を受けた場合、各地域特性に合わせた効果的・効率的な保健事業の基本的な方針を定め、国民健康保険、介護保険、健康づくり等の関係部局と相互に連携して事業を実施します。

#### (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

関係市町村は、(1) から (4) に付随する窓口事務等を行います。

後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や苦情への対応については、広域連合と関係市町村が緊密に連携して対応します。

また、住民に対する制度内容の周知・啓発については、各種広報媒体やホームページ、パンフレット等を活用し、広域連合と関係市町村が連携協力して行います。

#### ※「保健事業実施計画（データヘルス計画）」

各種保健医療関連統計資料、健康診査の結果やレセプト等から得られる情報、その他の健康や医療に関する情報を活用して、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るために策定した保健事業実施計画。

## IV 計画期間及び改定

第3次広域計画の期間は、平成29年度からの5年間とし、その後、5年を単位に改定します。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うこととします。